

安来市公告

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり参加表明書及び提案書の提出を招請する。

令和8年6月19日

安来市長 田 中 武 夫

記

1 件名

安来市給食センター調理業務委託

2 趣旨

安来市では、安来市給食センターの副食調理業務を民間事業者へ委託する。

また、調理業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力、技術能力等を活用することにより、調理業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 担当部署

安来市教育委員会事務局 給食教育課

〒692-0014 安来市飯島町6番地1 安来市給食センター内

電話：0854-27-7890 ファクシミリ：0854-27-7892

電子メールアドレス：kyuushokucenter@city.yasugi.shimane.jp

4 参加資格要件

(1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者は単独企業とし、資格要件は次のとおりとする。

ア 参加事業者資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②これまでにHACCP対応施設において、小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- ③契約時に①及び②に掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができ

る者であること。

イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 安来市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除きます。）
- ④ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けた者
- ⑥ 食品衛生法の規定により 営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

（2）参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

（3）その他の条件

受託者は、本委託業務を開始する日までに、教育委員会等から業務等の引継ぎを受けなければならない。

5 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで5年間

6 募集要項等の公表

（1）公表期間

令和8年6月19日（金）から令和8年7月3日（金）までとする。

(2) 公表場所

安来市のホームページにおいて公表します。

(ホームページアドレス <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>)

7 参加表明書(兼参加資格審査申請書)等の提出日時及び提出場所

(1) 提出日時

令和8年6月26日(金)から令和8年7月8日(水) 午後4時まで

(2) 提出場所

安来市飯島町66番地1 安来市給食センター内

安来市教育委員会事務局 給食教育課

(3) 提出方法

参加表明書(兼参加資格審査申請書)等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めない。

8 提案書等の提出日時及び提出場所

(1) 提出日時

令和8年7月21日(火)から令和8年7月27日(月) 午後4時まで

(2) 提出場所

安来市飯島町66番地1 安来市給食センター内

安来市教育委員会事務局 給食教育課

(3) 提出方法

提案書等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めない。

9 その他

詳細については、安来市給食センター調理業務委託募集要項を参照すること。

10 問い合わせ先

安来市教育委員会事務局 給食教育課

電話 0854-27-7890

FAX 0854-27-7892